

みなかみ町過疎対策のための地方税

(固定資産税) の課税の特例に関する条例に基づく課税免除申請について

※新条例適用分

このことについて、標記条例第2条に基づく課税免除を申請する場合は、下記事項を確認のうえ、申請書類を本庁税務会計課資産税係窓口まで提出してください。

記

■受付対象年度

- ・令和8年度分（令和7年1月2日～令和8年1月1日取得分の固定資産が対象）
→ 新規申請（課税免除第1年度分）
- ・令和7年度分（令和6年1月2日～令和7年1月1日取得分の固定資産が対象）
→ 継続申請（課税免除第2年度分）
- ・令和6年度分（令和5年1月2日～令和6年1月1日取得分の固定資産が対象）
→ 継続申請（課税免除第3年度分）

■根拠・要件等

○適用根拠

みなかみ町過疎対策のための町税（固定資産税）の課税の特例に関する条例

○適用期間

令和3年4月1日～令和9年3月31日（または指定解除の日）

○対象地域

みなかみ町全域

○対象者要件

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業※1若しくは旅館業（下宿営業を除く）、情報サービス業等を営む者※2

②所得税法又は法人税法の規定により、青色申告の承認を受けている者

③所得税法又は法人税法の規定により、特別償却の適用を受けている者

※赤字等の理由により上記特別償却の適用を受けなかった場合においても、当該生産設備の取得等が租税特別措置法第12条第4項又は第45条第3項の規定に該当するものであれば、理由書を添付することで適用対象者となる。

※1 農林水産物等販売業とは、みなかみ町産業振興促進区域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗等において主に区域以外の者に販売することを目指す事業のこと。 例：観光客向けの農林水産物直売所、農家レストラン等

※2 情報サービス業等を営む者とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売業、市場調査業等のこと。

○資産の取得要件

令和4年4月1日以降に取得等を行った、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品のうち、事業（施設）の用に直接供されるもの（部分）に限られ、その取得合計額が単一事業年度で規定の額（下表）を超えること。

※営業部門の事務室、従業員の福利厚生施設等については該当としない。

※新設又は増設の場合、中古物件の取得等も含まれる。

○資本規模別 必要取得価額表

	対象業種	資本金規模			
		～5千万 (個人事業者も含む)	～1億 (適用除外事業者除く)	～1億 (適用除外事業者)	1億超
(取得要件対象資産一覧を参照) 家屋・償却資産の取得価額の合計額	製造業	500万	1000万 (※)	2000万 (※)	2000万 (※)
	旅館業	500万	1000万 (※)	2000万 (※)	2000万 (※)
	農林水産物等 販売業	500万	500万 (※)		
	情報サービス業等	500万	500万 (※)		

(※) 新增設のみ

※既存設備を取替・更新して生産能力、処理能力等が従前に比べて約30%以上増加した場合も新設・増設に該当する。

約30%以上増加したとは、実際の生産高・生産量ではなく、当該機械の持つ客観的能力であり、仕様書等で判断すべきものである。

※土地は課税免除の対象資産となるが、この取得価額の判定には含めない。

※適用除外事業者とは「過去3年間の平均所得金額が15億円を超える事業者」を指す。

○免除期間

当該固定資産を新たに課税することとなった初年度から3年度分までの固定資産税。

※前年度以前に取得した固定資産を新規で申請された場合には、本来課税すべき初年度から起算して3年度分までの固定資産税。

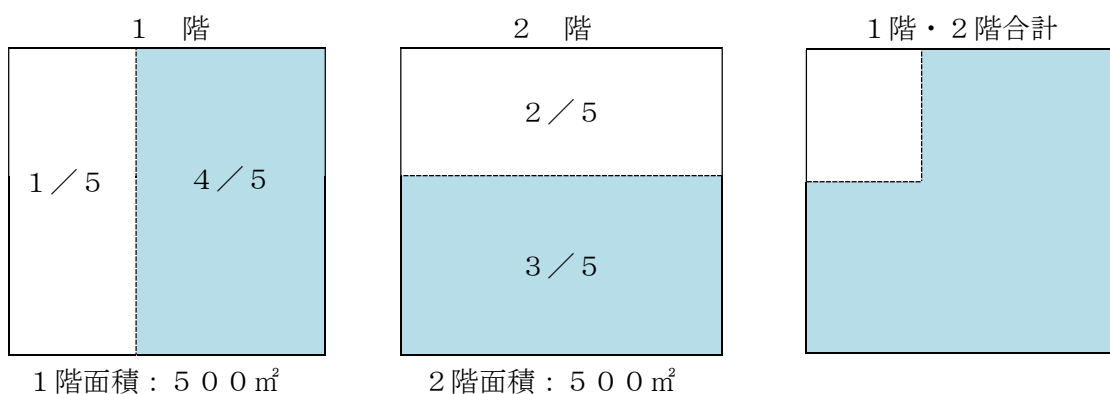
○免除項目

☆ 土 地

建物の敷地（一階の事業の用に直接供する部分の床面積）として計算した税額。

- ・土地取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする建物の建設の着手があった場合に限る。
- ・建物は、事業の用に供することのできる状態で、敷地の判定ができなければならない。
- ・敷地の判定例

（建物の状況：2階建、建床面積：500㎡、総面積：1,000㎡、
事業の用に直接供される部分：1階400㎡・2階300㎡の場合）



 = 減収補てんの対象（事業の用に直接供される部分）となる建物の床部分

■敷地面積の計算■

$$1 \text{ 階部分} : 500 \text{ m}^2 \times 4/5 = 400 \text{ m}^2 : A$$

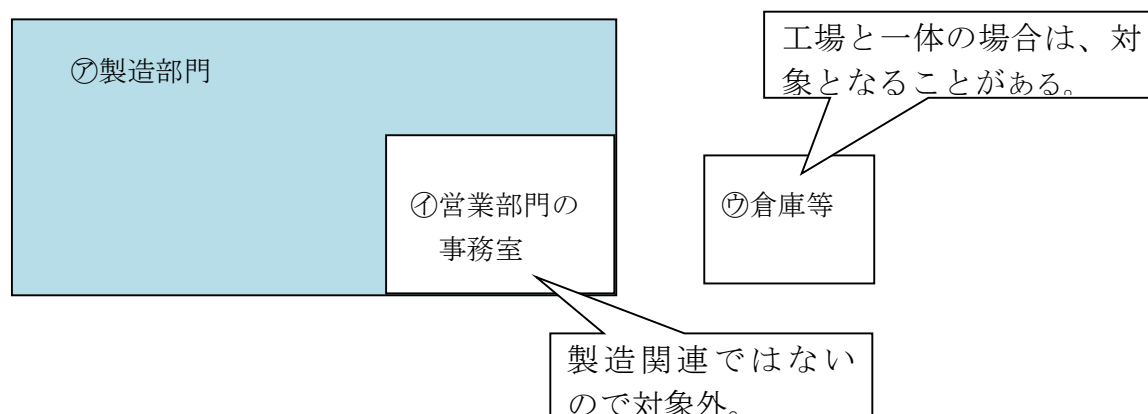
$$2 \text{ 階部分} : 500 \text{ m}^2 \times 1/5 \times 3/5 = 60 \text{ m}^2 : B$$

上記のとおり、減収補てんの対象となる建物の床面積は $A + B = 460 \text{ m}^2$ となる。

☆ 家 屋

建物（事業の用に直接供される部分）及びその附属設備の税額。

- ・建物の附属設備は、当該建物とともに取得した場合に限る。
- ・事業の用に供されている部分に限る。
- ・下記のような場合、㊦が免除対象、㊥及び㊧は免除対象外となる。



☆ 償却資産

『機械及び装置』に該当するものの税額。

(設備の取替または更新のために工業生産設備の取得等をした場合は、その取得等により生産能力が従前に比べ相当程度(約30%)以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となる。

○取得要件対象資産と税額免除対象資産の一覧

法人税法施行令第13条及び所得税法施行令第6条による区分		主な資産等	取得 価額 ※1	税額 免除 ※2
1号	建物及びその附属設備 (家屋)	ガス設備、給排水設備、消火設備、昇降機設備、通風設備、電気設備、避難設備、冷暖房設備、排煙設備等	○	○
2号	構築物(償却資産)	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事等	○	×
3号	機械及び装置(償却資産)	各種製造設備等の機械及び装置等	○	○
4号	船舶(償却資産)	ボート、漁船、遊覧船等	○	×
5号	航空機(償却資産)	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	○	×
6号	車両及び運搬具(償却資産)	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車等	○	×
7号	工具・器具及び備品(償却資産)	測定工具類、検査工具類、型枠、金型、家具類、各種機器類等	○	×
1号の敷地である土地		工場用地等	×	○

○＝算入、×＝非算入

※1 取得価額

取得価額を判定するうえで対象となる資産。これら資産の取得価額の合計額が、**単一事業年度**分で**500万～2000万円**(「資本規模別 必要取得価額表」参照)を超える必要がある。

※2 税額免除

免除税額を算出するうえで対象となる資産。取得価額の判定対象資産とは区分が異なる。

■提出書類

1. 共通書類（新規申請・継続申請を問わず、全ての申請者が提出）※1	
①	みなかみ町過疎対策のための地方税 （固定資産税）の課税の特例にかかる固定資産税課税免除申請書【→別紙1】
②	事業主別調書【→別紙2】
③	土地明細書【→別紙3-①】
④	家屋明細書【→別紙3-②】
⑤	償却資産明細書【→別紙3-③】
2. 添付書類（新規申請（税額免除第1年度分）のみ提出）※2	
①	法人→法人税申告書別表1（1） 個人→確定申告書B 第1表 }（直近1年以内のものの写しで、税務署受付がわかるもの）
②	法人→法人税申告書別表1 6（一）（二）、特別償却の付表の写し 個人→青色申告決算書の写し
③	事業所全体の見取図〔別紙見取図等記入例A参照〕
④	対象事業・資本金の額等が確認できる書類 履歴事項全部事項証明書、事業概要、事業報告書、パンフレット等 ※ない場合は、作成すること。【→別紙 事業所の概要】
⑤	特別償却を行っていない場合は、その理由書【→別紙 申出書】
⑥	【土地】土地取得日の翌日から起算して1年以内に建物が着工されていることが確認できる書類
⑦	【土地・家屋】土地・家屋の売買契約書の写し
⑧	【土地・家屋】建物平面図（寸法表示のあるもの） 免除対象と対象外がわかるように面積等の記載があるもの
⑨	【償却資産】生産設備配置図等〔別紙見取図等記入例B参照〕 ※工場内の生産設備を工程の流れ順に図示したもの
⑩	【償却資産】写真台帳〔別紙見取図等記入例C参照〕 ※償却資産の統一番号、名称及び当該資産の使用目的等を簡潔に記入のこと。
⑪	【償却資産】生産能力向上（30%以上）を証明する仕様書 ※製造の事業において、既存設備の取替え又は更新のために生産設備を取得等した場合
⑫	【旅館業】旅館業法第3条第1項の規定による営業許可証の写し
⑬	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書 （不動産取得税・事業税の免除申請、所得税、法人税の特別償却の申告等に必要な方のみ）

- ※1. 共通書類については、新規申請（税額免除第1年度分）・継続申請（税額免除第2年度分・第3年度分）を問わず、全ての申請者が提出してください。
 なお、継続申請の場合、②～⑤については、新規申請時に提出いただいた写しで構いません。
 その際、**新規申請時から既になくなっていく資産がある場合には、各明細書の該当する資産を朱線で見え消し**してください。
- ※2. 添付書類については、新規申請を行う申請者のみ提出してください。
- ※3. 上記の他に必要な書類が発生した場合は、資産税係より都度連絡します。

■提出先 みなかみ町役場 税務会計課 資産税係
 【〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318 みなかみ町役場本庁舎 1 階】

■提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）※厳守

問い合わせ先
 みなかみ町役場 税務会計課 資産税係
 電話：直通 0278-25-5006